

障害者相談支援事業の 「生活実態把握（アセスメント）」に関する考察 —知的障害のある人の望むくらしの把握のために—

中野敏子

1. はじめに

本論は、2008年度社会学部付属研究所一般プロジェクト「知的障害のある人の生活と社会福祉サービスの役割・機能に関する研究」の成果の一部である。

(1) 問題の所在

サービス利用にあたり「障害者」と規定することで、その社会的方策による「自立」の機会を提供してきたのが、社会福祉の一分野として位置づけられてきた「障害者福祉」である。これまで、障害者福祉というサービス体系を法的に規定してきたのは、いわゆる三障害に関する社会福祉法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健および精神障害者の福祉に関する法律）であった。しかし、障害者自立支援法（2007年4月施行）は、これらの既存の法律で規定してきた内容の大半を本法に一本化することとした。同時に、それまでの自立を想定したサービス対象認定についての手続き、あるいはそのためのサービス提供のあり方から大きく舵を切るものとなった。しかしながら、本法施行後多くの課題が指摘され「改正案」の提出を余儀なくされ、さらには本論執筆中には廃案の提案もなされるという流動的な存在でもある⁽¹⁾。

こうした状況を視野に入れた上で、知的障害のある人の生活にとって社会福祉サービスがど

のような役割・機能としてあるのかを、改めて考察する意図とは何かである。知的障害のある人の生活にとって社会福祉サービスが具体的にどのような役割・機能を果たしているかに踏み込んだ調査研究自体が不十分といえるからである。

それは、社会福祉サービスを利用する必要性の前提にある知的障害のある人の生活把握自体、その人の生活の「リアリティ」として把握できているのかという課題をそこに捉える。「生活」の中に「知的障害」という障害をどのようにとらえていくかは長年に渡る課題でもある。なぜならば、これまでの生活実態調査を捉えてみても、知的障害のある当事者自身からその実態をとらえることが一つの課題として存在してきた⁽²⁾。つまり、これまでの調査においても生活の実態として「介護」をめぐる生活支援の必要性を捉える姿勢が前面にだされる傾向があった。調査対象とするのは本人であるとしても、その背景にあるのは、回答者が当事者ではなく「介護者」であることで、回答が介護者目線になることを否定することはできないという事実である。例えば、2008年実施された東京都の障害者の生活実態調査においても、それは調査の課題として指摘されているところである⁽³⁾。

障害者福祉において、その生活の実態を把握

する必要性は、施策の実施者にとっては施策の効果を把握する意図である。それ以上に重要な側面は、サービス利用者にとっては、生活を通して明らかになったサービス充足の必要性を施策へ反映させる証拠として、生活実態の把握自体に「生活の抵抗性」⁽⁴⁾という特質を内抱しているところである。また障害者福祉に関連する生活実態調査とは、調査の歩みを振り返ると「生活の実態」という局面を通してサービスの供給者と利用者間の相互作用を起こし、そこに「新たな必要性」への認識を創出する役割を担ったものである点も見落とすことはできない。

(2) 研究の課題とねらい

障害者福祉サービスの必要性に対応する策として、障害者自立支援法とは別に、障害の統合を提案し新たな総合的福祉法⁽⁵⁾という提案もなされている。こうした変化のなかで、知的障害のある人の生活とその支援の必要に対応する「サービス」(あらたな発想からすれば、「障害者福祉」というジャンルを設定しないという発案もあるかもしれない)が、本人の生活のリアリティとしてどのように機能しているかを明らかにしておきたい。すなわち、知的障害のある人の支援として、サービスの利用が、利用する人の生活の充足にどのような役割・機能を果たしているかを、サービス提供の実践の場でどのように認識し、実践化しているかを把握し、知的障害のある人の生活実態調査のあり方検討への素材を得ることを目的としたい。

障害者自立支援法体制では、利用者本位のサービス体系への改編を重視するとされ、ケアマネジメント手法を活用するサービス利用計画に基づくサービス提供が位置づけられている。これらの手法によるサービス提供では、利用者が直面する「生活における障害」あるいは「生活における支援の必要」を把握し、具体的な

サービスの活用方法を導きだすことが求められるといえる。そこで、知的障害のある人の生活とサービスの活用に関して、これまでの「調査」では把握しきれなかった局面にアプローチする可能性を探りたい。

(3) 調査対象の選定

以上のような状況を踏まえ、本研究では、障害者自立支援法に位置づけられた相談支援事業における「生活実態把握」の機能に着目しておきたい。

本事業は、相談支援を「ケアマネジメント」と位置づけ、障害者福祉サービスの利用に際して、インテーク、アセスメント、個別支援会議の開催、サービス利用計画の作成、サービス提供機関との連絡・調整、モニタリング、といった一連の活動を行うものとされている⁽⁶⁾。なお、専門性の向上をねらいとして相談支援従事者は研修を受け、こうした「相談支援」を習得し実施することが求められるようになった⁽⁷⁾。

これまでの「調査」という手法での生活実態把握と支援の必要性は、抽出調査による標準的な支援の必要性を捉えるものといえる。それに対して、「相談支援」は個別の支援の重要性に着目するものであり、「個人」の生活をどのように把握するかが基本的な要素といえる。もちろん、介護保険制度の利用における「ケアマネジメント」と同様に、サービス利用にあたって「利用コントロール」としての機能も払拭できない。本来、個別支援計画が導きだされた背景には「その人を中心としたアプローチ：person centered approach」という考え方があることを認識しておかなくてはならない⁽⁸⁾。本事業の「サービス利用計画」にはこうした個別支援計画に内在する特長を期待することは出来ない現実なのだろうか。支援を導き出す過程はサービス利用者と支援者との相互作用の過程でもあ

る。「個人」の生活を個別に捉えるゆえの特徴とは何か、実際の相談支援活動にそれを捉える必要がある。

(4) 研究方法

① 調査の目的

「相談支援事業」は、いわゆる、身体障害、知的障害、精神障害の三障害を対象になされるが、とくに、知的障害のある人の相談支援事業に焦点をあて、以下の点を明らかにしたい。①知的障害のある人の「伝えることをめぐる課題」をどのように認識し、生活のリアリティを把握しようとしているか。②「相談支援」が知的障害のある人の生活実態把握としてどのような実践を展開し、そこに何が構築されているかを把握する。

② 調査対象者

調査協力者は、調査の主旨の了解を得られた3事業所4名である。市町村地域生活支援事業の相談支援事業の実施状況は自治体によって異なる条件下にあるが、そのことも踏まえて、対象を北海道、関東、中国の各地域から協力者を選定した。なお、協力者はU事業所A（女性）、M事業所B（女性）、C（女性）、K事業所D（男性）である。20歳代後半から30歳代、相談支援担当歴はA（10年以上）、B（7年以上）、C（4年）、D（3年）である。全員、相談支援従事者研修に参加経験がある。A、Dは相談支援の前歴として社会福祉施設勤務経験有り、加えて都道府県レベルの障害者相談支援従事者の研修の講師としての経験のある者である。

③ 調査方法

今回は予備調査として、市町村地域生活支援事業の相談支援事業を実施している担当ソーシャルワーカーから協力を得て、生活の把握とサービス提供へのプロセスについて聞き取り調査を実施し分析を行った。

調査期間は2008年9月～12月にかけて、各相談支援事業の事務所で2時間ほど、1回を実施した。Aについては、1回目に十分な時間がとれなかったため、補足として2回目を実施した。まず、インタビュー調査にあたっては、事前に調査依頼の際、提示した質問内容を確認し、その後は自由に調査者とのやり取りとして進めるという半構造化インタビュー形式で実施した⁽⁹⁾。いずれも、事務所の相談スペースにおいて実施したが、インタビュー中に外部からの連絡などに対応が必要な場面もありインタビューが中断される場面も含めた内容であることを付記しておく。なお面接内容についての音声記録の了解を得て実施した。プライバシー保護等、倫理的配慮を十分行うことを前提に進めた。

④ 分析方法

分析にあたっては、「生活困難」をどのように把握していくかについての筆者が行った先行調査研究の結果として得られた以下の5点に問題意識を持ちながら分析にあたった。先行調査研究で導き出された内容は、①「生活の質」という視点に着目することでより幅広い「生活困難」としての「障害」を捉える可能性がある。②当事者の視点である「抵抗としての生活」の視点が重要となる、③生活の構造的把握方法の深化が必要、④ライフステージごとに変化する「介護負担の構造」を介護者と介護を利用する人が共有する生活にとらえること、⑤調査に求められるのは生活の向上に寄与すること、である⁽¹⁰⁾。

分析は、各インタビューのトランスクリプトをもとにトピックコーディング、文脈ごとにカテゴリーとして特徴づけるものを抽出し分析的コーディング作業を行った。それぞれのカテゴリーの関係性やプロセスを把握し図式化（カテゴリー、サブカテゴリーの関係性をマップ化）を

行った。また、フィールドノート、提供された相談支援関連資料をもとに、分析を加えた。

今回は、予備的調査の性格があり、今後、調査対象を広げていくにあたって調整が必要な質問内容、インタビュー展開の検討点を明らかにすることも調査分析の必要な作業として位置づけた。

2. 調査結果と考察

調査の目的は、①知的障害のある人の「伝えることをめぐる課題」をどのように認識し、生活のリアリティを把握しようとしているか。すなわち、その人が暮らしたいと思っていることをしっかりと受けとめて、その人が暮らしやすいように支援するためにどのように活動しているか、②「相談支援」が知的障害のある人の生活実態把握としてどのような実践を展開し、そこに何が構築されているかを把握することである。分析の結果、以下のような特徴を捉えることができた。

(1) 利用者の「困ったとき」と支援へのアクセス構造

「相談支援」というサービスの特徴から、支援へのアクセス、あるいは支援の開始は、「利用者が窓口を叩く」(D) ことを前提としている。それは、「トラブルがあるまで連絡はない」(B) という表現でも語られている。したがって、アクセスがあるということは「何かがある」(D) からであり、相談支援にはその「何か」を明らかにしていく機能が求められることになる。さらに、支援の開始までには、利用者になるか迷っている人と支援者になるか未知数である人との出会いとして特徴づけられる。その出会いに変化を起こす要素として、すでに利用者である人がもっている、「応援してもらっていてこ

んなことは言い難い」(B) という思いがあるとする。

加えて、そこに、知的障害のある人の特徴としてつぎのような状況がある。支援との出会いが「本人の思いとは別の形である」という体験である。そこには、本人がアクセスするのではなく、「親」がすること、そして、「親」が存在しない場合、アクセスは難しいという実態があるという。当事者の「困ったとき」とは必ずしも「本人の困ったとき」とは限らないで生起する可能性がある。その典型的な例は「ただひとつのニーズである親亡き後」であると指摘する(A)。それを本人はイメージできないにもかかわらず「困ったとき」とされていく「ズレ」として歴然と存在する。あるいは、すでに、グループホームや何らかの施設に所属している場合、アクセスされることは稀であるという。ここには、「もうちょっと、こういう暮らしがあるのではないか」という「思い」が、本人はもとより所属先の支援者にも持たれない、あるいは持たれ難いという実態があるという点が指摘された。「その方が良くなる」という視点を持ち合わせている人からの発言がないと利用者の「困ったとき」と支援へのアクセスという機会にはあわない(A)という。「困ったとき」は一見安定している生活に埋もれる可能性があるということである。したがって、その出会いの場を作り出すには、相談支援として、例えば、新しい制度が出来たときに情報提供という形式によって支援者側がアプローチすることで支援へのアクセスという機会を生み出す機能も注目できる(B,C)。

(2) 「アセスメント」と生活把握

アセスメントは、まさに「生活把握」をして「支援ニーズ」を導き出すための必要なプロセスということになる。しかし、それで終わるも

のではない。すなわち、何のための「アセスメント」かである。インタビューから次のような点が浮き彫りになってきた。

1) 「本人」への視角

アセスメントとは「本人を知る」ためのものである。そのためには「本人」へのアプローチがいかに重要であるか、インタビューした4人のワーカーはそれぞれの視角を述べている(表1)。例えば、A、Dは次のように述べている。

A-1: キーワードが2個あって、やはり「失われたもの」というのと、「獲得しえなかったもの」というのがあるのですね。……知的の人はどちらかということ、「獲得しえなかったもの」という視点でアプローチしたり、ニーズを探ります。

D-1: 困っていると……、それで言っている本人と、本人との、このニーズというのは違うかもしれない。

D-2: 本当にエンパワメントできるのかと考えますよね。だから本当に本人に相談というか、本人の言葉で書くんですよ。……サービスありきではないということですよ。

「確認するのは本人」「本当に本人に相談する」「本人に還元する」など、本人をまず中心に据えるアセスメントの姿勢が見える。そこからは、支援の方向を変える、修正する際の主人公は「本人」であることも認識されている。「本人」不在の支援がいかに「押し付け支援」とな

るかを警告する。さらに、「本人」を中心に据える視角の特徴がみえてくる。「本人中心」を実践していくにはそれを形作る柱を必要としているといえる。

① プラスへの着目

共通する点を捉えるならば、「本人の希望・願い」に着目することである。そのためには本人の言葉をそのまま捉えることの意味を示唆している(D)。「困難」というマイナス要素に焦点を当てるのではなく、いわゆるエンパワメントモデルにおける「強さ」に着目しようとしている。しかも、それは「本人が気づいているプラス」である。第三者が評価して「これがあなたの強みである、プラスの面である」と伝えるのではなく、「本人の気づき」を強めることこそに意味があるということである。

② 「失ったのではなく、獲得しえなかったもの」

障害によって引き出される視角の違いに着目する(A)ことで、知的障害のある人の支援の特質を浮き彫りにする発言もみえる。身体障害の人の場合、「失ったもの」という視角によってその人の生活の実態や支援のあり方が見えてくるが、知的障害のある人にとっては、「失う」のではなく、「獲得しえなかったもの」であるという。「獲得」には「獲得」への対象があり、それへの主体的な関わりが求められる。「獲得しえなかったもの」への支援は、「できないもの」に対峙する支援とは異なる局面を導き出すといえる。すなわち、「出来ない」という現状を「○」か「×」かという視点に留めさせてしまう恐れがある。しかし、「獲得しえなかった」には、「獲得」のプロセスに着目することで、その人の生活をより立体的、時間的に把握することができるのではないだろうか。そこに求められる支援も立体的、時間的な対応として存在してくるであろう。

表 1. 「本人」への視角

ワーカーA	ワーカーB	ワーカーC	ワーカーD
<ul style="list-style-type: none"> ・本人にとっての「ふかふかのマット(希望・願い)を探す ・本人の「楽になりたい」「休みたい」のメッセージをどうとらえるか → 同じ「ふかふかのマット」を追求しない。「別のふかふかのマットがあるのではないか」と探す ・負荷をかけるが、確かめるには本人しかいない ・本人の意思と決めたのなさの認識 ・判断の前提に「本人に還元したい」という考え ・本人の言葉をそこそこに要所にちりばめる ・本人が気づいているプラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する生活をどうアセスメントするか ・本人の希望に沿うように ・本人が負担のないよう ・「合わなさそうだな」を考える ・大事なその人の人生をやっているという認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人への確認 ・伝え方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面にして冷静に、客観的にみる ・本当にエンパワメントできるかの視点・本当に本人に相談する。 → そのためには「本人の言葉で書く」「私は・・・」 ・「思いも力の一つ、思いを引き出す ・どうしても本人が気になっていること ・生きがい、楽しいこと ・Yes, No レベルの質問 ・「適当に言っているようである」などの印象 ・障害者である前に人 ・こういう生き方も一つと捉える視点

③ 「思い」も力

「思いも一つの力、その思いを引き出す」ことがアセスメント過程で必要になってくることが指摘されている(D)。「思い」とは何か。生活をすすめる一つの原動力として着目できるといえる。それは、ある意味で「獲得しえなかったもの」との関連が深いともいえる。アセスメント項目に「思い」をとらえることはあまりないといえる。「思い」はあるときには「希望・ねがい」「夢」ともなるであろうし、「拘っている

こと」ともいえる。多くのアセスメント項目が「身体状況」「精神状況」「生活環境」「ADL」を「○か×か」という発想から把握されていくことが多い中、「思いを引き出す」というアプローチには、あらたな生活を把握する切り口を提示していく可能性があるといえる。

2) 「生活実態」を共有し「支援の必要さ」を
あぶりだすための試み

知的障害のある人の生活支援として機能して

いるとは、社会福祉サービスに限らず、その社会的サービスの利用が、利用する人の生活の充足にどのような役割・機能を果たしているかが明らかであることではじめて言えることである。つまり、「ニーズ優先」サービスとはそれが実現できていることである。標準化されたサービス機能に適応させていく「サービス優先」サービスではない。そのためには言うまでもなく、利用者サービス提供者（支援者）が、利用者その人の生活の実態をどのように認識し、サービスの必要性をどのように認識し、サービスとしてどのように実践（生活に取り込んでいくか、生活化していくか）していくかを共通理解のもと明らかにしていくことでもある。アセスメントでは、それぞれのワーカーによって様々なアプローチが試みられていた。その中から、まず、そのときの自分の支援に際してのポイント（キーワード）をそれぞれのワーカーが持っていることを挙げるができる。どれも、「本人を知る」ためのアプローチを基盤として認識されているといえる。

① 「サービス」ありきではない

つまり、「サービス」を念頭に支援を組み立てると、支援内容が限定されてくることを指摘している。たとえば、エコマップを描いたときに表される要素が、役所、保健所、作業所などサービス提供の場の種類を挙げることになる。それを「福祉型」と呼んでいたが（D）、それでは、本人の希望や願いを反映する支援には繋がりにくいと懸念する。しかし、一方で、支援という課題にとって、「今」の早急な対応を迫られる中では、現実のサービスの実態から影響を受けざるをえないという葛藤も見られる（A, B）。

② 本人に提示するアセスメント

ワーカーにとって、自分の支援を整理するためのアセスメントという機能がある一方で、「共有化」のために本人に提示するアセスメン

トを設定している例もあった（D）。「持っている強さを活かして、現実の生活と、こういう風に生活したいという気持ちのズレを整理する」というアプローチをとっている。「共有化」への試みは、これから本人がしていく目当てを簡単な言葉や絵で提示するという手法にもみえる。こうした取り組みは、「本人がなぜこの人が登場するのか理解できない」（A）というサービス利用過程での本人の困惑を生み出す「本人不在でのアセスメント」の課題への問題提起となるであろう。

③ 基本的なもの、「～さえあれば、～ができる」

相談支援の柱に、業務外でも生活を左右するもの、言い換えると「～さえあれば、～ができる」という要素については対応する姿勢を位置づけているところもあった（B）。したがって、結果としては「来る者は拒まず」となり、支援する対象も、いわゆる手帳のある、なしでの限定ではなくなるという。その人の生活を捉えるとき、自分の提供できるサービスから、つまり「サービス優先」という姿勢でアセスメントをしていては、生活の総体を把握した上での「今、必要としていること」を認識することはできないであろう。

その他、「反応の無い人のプランをきちんと」（C）や「分からないところを求める（探求する）（C）」などの指摘もあった。

3) サービスをその人の生活の一部にしていくための「オーダーメイド」機能

相談支援にみる支援で注目したいのは、サービスをその人の生活の一部にしていくための支援である。言い換えると、サービスを自分の生活に取り込んで、生活化していく支援の重要性である。それは、単に、作業所というサービスに通っているということではない。その作業所

がその人にとって何を生み出しているか、生活におけるどのような役割を担っているかが、利用者、支援者ともに了解していることが必要であるということである。

そこで、相談支援事業が行う支援の機能に、利用するサービスをその人が自分の生活として取り込んでいけるように支援する、言い換えると「オーダーメイド」の役割を果たしている点に注目しておきたい。アセスメントによってサービス利用が必要であるとなった場合、そのサービスがその人の生活を活かせるように機能していくこと（生活化）が期待される。たとえば、ホームヘルパーを利用するとは確かに家事援助という機能を果たすことではあるが、その人の生活にとってホームヘルパーというサービス利用は実質的にどのような機能を発揮しているかまで考慮していく意味があることを示唆するものである。いくつかのアプローチを捉えてみる。

① 「声かけ」

あるサービスを利用していく場合、トラブルがあっても自分から連絡をすることはなかなかしない利用者にとって、トラブル無く利用していけるように、「最近どうですか」の問いかけをする役割も一つである（B）。もし、不都合があった場合、本人の意思を確認しサービス提供者へそれを伝える、あるいは伝え方をいっしょに考えるなど「オーダーメイド」機能がある。

②生活に密着するサービス担当者との連携

相談支援という日常生活に密着した支援ではない立場として、サービスをその人の生活に溶け込ませる支援には、生活に密着するサービス担当者との連携は欠かせない。現に日中に活用する場所があったとしても、それ以外の「話せる人」を利用者は求めており、例えばヘルパーを利用することによって、「見守り的なものと話し相手というところ」の機能、そして、家族

がいたとしても見落としているその人の生活の実態を捉えることのできる存在としてあることが指摘されている（B）。

とくに、新しいサービスの利用で生まれる新しい暮らしぶりについて確認するためには重要なネットワークであるといえる。というのも、利用者が生活する中でサービスを認識する体験が新たな展開をもたらすからと指摘する（B）。

B-1：一つ解決するとそこから「これは・・・」と開く、その流れを本人に体験してもらう。

B-2：「楽になった」と思うことで「これも困っているのだが、何かいい方法はるか」へ繋がる。

③ 本人の言葉で表現してみる

たとえばホームヘルパーを利用するにあっても、具体的に支援の目当てを提示していくことが必要であるという（A）。その具体性とは、利用者にとって「とにかく私の家で暮らす」となったとき、その家はどうかあったらいいか。ただ「綺麗にしなくてはならない」と伝えるのではなく、また、「週3回掃除する」というのでもない。そこで大事なことは「友達を呼べる部屋にする」、つまり、そこには自分の生活の展開が見えるように具体的な提案をするということである（A）。そうすることで本人のモチベーションが上がるのではないかという。こうした具体的な行動としての提示が必要である点については別の支援にもいえる。生活の支援とは、「治療ではなく、育て直し」であると表現されている（D）。したがって、たとえば「生活のリズムをつくろう」ではなく、「休む時は連絡しよう」「貯金の足しにしよう」など具体的な行動を示す結果、こういう生活になっていくということを示すことだという。

(3) 相談支援という機能とサービス調整の意味

相談支援にとってサービス調整機能は主要な機能の一つである。その機能について次のように述べている。それは、本人を支援する上で必要な「共有」のための作業である。その作業とは、相互に「のりしろ」のある状態で向き合う必要があること、くつつくところがあれば相手ものりを受けようとする（協働）し、本人についての情報を相談支援に伝えてくれると述べている（A）。その結果本人をとりまく支援の幅が拡大していくというわけである。

A-1：本人が長くいる場所のひとつに共有してもらわなければ、私たちは所詮のりしろなので、くつついた後の人にそれを届けなければ意味は無いと思っている。

A-2：貼るという意識がなければ、紙とかも並べて終わっちゃうじゃないですか。・・・永遠にくつつくことはないわけですよ。

(4) 研修のためのツールとアセスメントシート

インタビューしたすべてのソーシャルワーカーがケアマネジメントに関する研修の機会があり、そこでは、アセスメントシートへの落とし込み作業を通して、「アセスメントを大事にしないと本人が抜け落ちていく」（A）など、アセスメントの意義をとらえてきている。しかし、実際の支援では、アセスメントシートを活用はしないという回答であった。その理由として、研修とはちがいそんなに時間をかけていられないという現実からか、アセスメントシートには基本的なこと、大まかな柱立て、ポイントだけ入れていくという実態であった。アセスメントシートに落とし込むためのワークシートを使ったやり方についてはすでに頭に入っている

ため、わざわざシートという形式を利用しなくてもいいという意見もあった（D）。また、アセスメントシートを「様式の落とし穴」（B）と表現し、枠組みにとらわれ、「埋めることに頭がいつってしまう」（C）ゆえにあえて実際には使用しない状況であるという。

3. まとめと今後の課題

第一に、知的障害のある人の「伝えることをめぐる課題」をどのように認識し、生活のリアリティを把握しようとしているかである。すなわち、その人が暮らしたいと思っていることをしっかりと受けとめ、その人が暮らすように支援するために相談支援事業はどのような活動を生み出しているかを捉えてみた。

そこでは、「本人を知る」ことを多方面から探求する過程から支援を生み出している様子をとらえることができた。第二は、「相談支援」はどのように生活実態を把握する実践を展開しているかである。この点については、知的障害のある人の生活のリアリティを把握する柱として3つの側面を捉えることができた。①生活実態の認識、②サービスの必要性の認識、そして、③サービスをどのように生活へ取り込むか（生活化）である。これらは、「本人を知る」ことを深く探求する過程から生み出されてきたものでもある。さらに、これらを、サービスの利用者である本人と支援者とによって共有されることになる。その共有の仕方は、生活に密着するサービス提供者と利用者が、そのサービスを活用することによって利用者の生活がどのように変化しているかを確認していく活動である。そこには、「伝える」「受け取る」という相互作用が構築されている。サービスの活用がその人の生活に取り込まれていく場合、支援者と利用者、また支援者と支援者間での「共有化」の拡

大がもたらされていく。

今後、さらにデータを積んでいくことで明らかにしていかななくてはならない課題がある。その一つは、支援対象者の広がりに伴う課題である。誰もが「軽度の知的障害のある人」への相談支援についてふれている。「障害が重いといわれる人たち」については、親、あるいは誰かしら支援者がアセスメントをする機会が多いと考えられる。しかし、「軽度といわれる人たち」の場合、ある意味で、きちんとしたアセスメントの機会に立ち会う体験が多くは無いといえる。そのため、サービスの利用に際しても、本当にその人が望む、あるいは「自分に合っている」という確認のもと利用されているとは限らないという点である。支援の現実から、手帳を持たない、あらたな支援の対象者に向き合わなくてはならない実態が語られている。とくに、「更生保護」の領域でサービスを利用してきた人たちへの支援要求が高まっていることも現実である。知的障害のある人の相談支援は、「本人が伝えにくい」ということを前提に、本人以外の人たちによるアセスメントが当然のようになされてきたのかもしれない。しかし、本人の思いが明確である人たちにどのようなアセスメントが求められるのか今後の課題として追及していかななくてはならないといえる。

第二点は、本人にとって、サービスが自分の生活に活かされることで始めてサービスの効果があるとすれば、本調査研究で導きだされた一連の要素を、相互作用という特徴から、本人インタビューによる確認作業が必要となってくる。

また、第三点は、障害者自立支援法による三障害を対象として相談支援の実践から、知的障害のある人の支援の特性も明らかになってきている。今後、総合的な福祉法体系が追求されるにしても、この点についてどのように対応して

いくのか見落としてはならない点といえる。

第四点は、行政主導による障害者相談支援従事者の研修の意義についてである。確かに、研修によってアセスメントに関する研修効果はそれぞれのアプローチとして見て取れる。ただ、インタビューでも触れられているように、研修のツールとしてアセスメントが受け止められ、実際の支援活動では、従来の「経験と勘」の世界に留まっているのかどうか気がなるところである。実際の相談支援をバックアップする機能としては「研修」は限界があるだろう。その意味では、これまでも言われ続けていることではあるが、スーパービジョンのあり方が問われることになる。ピア・スーパービジョンの期待もインタビューからはうかがわれるが、どこでもそれが可能になるにはどのような条件が必要であるかも明確にしておく必要があるだろう。

第五点は、先行調査研究から得た5点(①「生活の質」という視点に着目することでより幅広い「生活困難」としての「障害」を捉える可能性がある。②当事者の視点である「抵抗としての生活」の視点が重要となる、③生活の構造的把握方法の深化が必要、④ライフステージごとに変化する「介護負担の構造」を介護者と介護を利用する人が共有する生活にとらえること、⑤調査に求められるのは生活の向上に寄与すること)に対しては、さらに分析を深める作業が必要であり、別の機会に報告をしたい。

最後に、明らかにしていきたい最も関心の高い課題がある。それは、「生活の中に知的障害という障害をどのようにとらえていくか」、あるいは「知的障害という障害を生活の中に捉える意義」についてである。今回、残念ながら結論付けるまでの研究の分析報告に至らなかったが、継続的な調査と分析により明らかにする努力をしていきたい。

【註】

- (1) しかし、2009年8月の国会解散によって審議されることなく「改正案」は消え去った。野党として民主党は障害者自立支援法改正案を提案していたが、新内閣のもと、どのような案が実際に提示されるかは執筆時現在未定であり、これまでの障害者自立支援法の改正へ向けて課題として論議されてきた点を念頭に考察をすすめることにする。
- (2) 中野敏子「戦後障害者福祉調査にみる『生活困難』把握と当事者の視角」（中野敏子『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』高菅出版 2009年 第1部第6章 pp320-347）でふれた。初出（中川班の分担研究として同報告書、pp93-111）を修正加筆したものである。また、福士貴子は、再開された1990年度「精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査」を捉えて、調査者を家族か、本人かと分けたことは評価されるものの、「外出状況」が「頻度」と「誰と外出するか」という項目だけで生活状況、とくに生活上の困難さは把握できないと指摘している（「戦後日本の障害者実態調査の動向－調査目的、内容を中心に－」研究代表者中川清『戦後日本における社会福祉調査の展開と現局面－調査技術の蓄積と福祉対象像の系譜』課題番号17203037 平成17年度～19年度科学研究費補助金 基盤研究（A）研究報告書 p146）。
- (3) 『障害者の生活実態－平成20年度東京都福祉保健基礎調査報告書』では、前回の課題を検討して実施したが、なお今後の調査の課題として「知的障害者について本人の回答ができる限り多く得られるよう、分かりやすい調査票の設計が必要」としている。ちなみに、本調査の知的障害者の回答は39.8%、身体障害者と精神障害

者においては8割が本人回答である。

- (4) 「生活の抵抗性」については、中野敏子（2009年）で考察を加えている。
- (5) 茨木尚子・大熊由紀子・尾上浩二・北野誠一・竹端寛編著『障害者総合福祉サービス法の展望』ミネルヴァ書房 2009年
- (6) 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会『改訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規出版 2008年
- (7) 平成18年障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」
- (8) 中野敏子「障害者の権利擁護とケアマネジメント－「本人」という呼称との関連から－」中野敏子（2009年）前掲書、第2部第3章 pp251-269、初出同名論文（『ソーシャルワーク研究』第25巻第3号、2003年 pp26-33）を修正加筆。
- (9) インタビューの柱として提示した内容は、以下の3点である。
 1. 所属している機関の業務概要の説明。
 2. 実際の相談支援について「実際に、知的障害のある人の相談支援で、どのようなニーズを捉え、どのようなサービスを提供しておられるか、事例を提供していただき、私とのやり取りを通してお話いただく。1～2例の事例提供。」
 3. その他、地域生活支援として今課題として考えておられることについて自由にお聞かせください。
- (10) 中野敏子（2009年）前掲書 第1部6章

〔付記〕 今回の報告では、第一次的分析報告のレベルであり、今後さらに考察を深めていきたい。最後に、本調査に快くご協力くださった諸氏に感謝申し上げます。